

## 厚生労働省へ要望書を提出

生活保護手前の困窮状況で、食料を現物支給する仕組みを第2のセーフティネットに組み入れる要望書を、社会援護局・地域福祉課・生活困窮者自立支援室 室長に手渡しました。



## 連携会議を開催

今年度も、市町村福祉課および社会福祉協議会との連携会議を開催し、地域の実情や生活困窮者の状況などを協議することにより、きめ細やかな支援体制の構築を目指しています。

これまでに、3市と2地域で5回開催しています。各地域でさらに発展した生活困窮者支援となるよう協働していきます。



## 山梨日日新聞一面に掲載 (2012.5.29 朝刊) 収入が基準以下でも車、持ち家ネック

生活は困窮しているのに、制度の決まりが「壁」となって生活保護を受けられない。NPO法人「フードバンク山梨」が食料を支援している人を対象に行った調査で、こんな実態が浮き彫りになった。56世帯のうち30世帯が生活保護を申請せず、そのうち少なくとも13世帯は収入が基準額を下回りながら、生活保護を受けていなかった。受給するには、住んでいる家や、仕事を続ける上で必要な車を手放さなければならないことが背景にあり、フードバンク山梨は「生活保護を受けづらい貧困のボーダーライン上にいる人々への支援が必要だ」としている。

### フードバンク山梨が調査 「実態みて支援必要」

昨年11月から今年3月にか、フードバンク山梨が山梨県立大の下村幸仁教授と共同で調査。生活困窮者を対象にした食品宅配サービスを利用した94世帯にアンケートし、56世帯が回答した。このうち、52世帯が生活保護制度を知っていると答えた。このうち、22世帯が申請してはいなかった。申請しない理由を複数回答で聞いたところ、「該当の6割は申請してはいない」と思った」が9世帯で最も多く、「仕事を探していない」(8世帯)、「車を処分しなければならぬ」(6世帯)と続いた。回答した56世帯のうち、22世帯について詳しく聞き取り調査したところ、実収入が基準額を下回り、保護が必要な状況だったのが18世帯。ただ、実際に受給しているのは5世帯だけだった。受給していない理由の多くが、制度上、「財産」とみなされる車や家を持っているためだった。実収入(月額)が5万2260円と基準額より9万円以上少ない親子2人暮らしのケースでも、住んでいる家と車を保有していることがネックとなり、「生活保護に該当しないと判断された。実収入が2万5千円という1人暮らしの高齢者も、該当を持っていないことから、該当したいが買手が見つからない」といい、89歳という年齢が高い」といっている。調査に当たった下村教授は「交通の便の悪い地方都市で車はライフライン。求職活動のために苦しくても手放さない人が多い」と指摘する。

# 生活保護境界例の嘆き

# 山梨日日新聞

5月29日 火曜日

発行所 山梨日日新聞社  
〒400-8515 甲府市北口2-6-10  
電話 (055) 231-3000  
編集 231-3111 FAX 231-3161  
事業 231-3133 出版 231-3105  
広告 231-3131 販売 231-3132  
©山梨日日新聞社2012年

つた下村教授は「交通の便の悪い地方都市で車はライフライン。求職活動のために苦しくても手放さない人が多い」と指摘する。

県児童家庭課によると、3月の県内の生活保護受給世帯は4606世帯。1年前に比べ、442世帯(10.6%)増えている。フードバンク山梨の米山けい子理事長は、県内の生活保護対象世帯は実際にはもっと多いとし、「生活に必要なるものを制限され、申請をためらう現状がある。セーフティネットが必要だ」と提言している。